

分別管理及び書類管理方針書

作成日：平成 22年 02月 01日

会社名： 王木林材株式会社

本方針書は、林野庁が作成した「間伐材の証明のためのガイドライン」を受け、間伐材であることが証明された木材の供給にあたって、必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針は、当社工場における間伐材であることが証明された木材の取り扱いにあたって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、分別管理責任者を定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材であることが証明された木材の適切な分別管理及びその実態状況の点検を、責任をもって行うこととする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷にあたっては、納品書等により間伐材であることが証明されているかを確認する。
- ・ 間伐材であることが証明された原木・チップの保管にあたっては、これ以外の原木・チップが混在しないようにそれぞれの保管場所を明示する。
- ・ 間伐材であることが、証明されたチップの出荷にあたっては、当該チップが間伐材であることを、納品書等に記載する。

（書類管理）

- ・ 間伐材であることが証明された原木・チップの入出荷量を実績報告として取り纏めるとともに、毎年管理簿を公表する。
- ・ 間伐材であることが証明された原木・チップの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は5年間整理保管する。